

地協第9400号  
19. 9. 25  
一部改正 地協3208号  
24. 3. 16

大臣官房長  
各局長  
各防衛参事官  
衛生監  
技術監  
施設等機関の長  
各幕僚長  
情報本部長  
技術研究本部長  
装備施設本部長  
防衛監察監  
各地方防衛局長  
殿

地方協力局長

地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保のための施策の実施に関する訓令の実施について（通知）

標記について、地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保のための施策の実施に関する訓令（平成19年防衛省訓令第55号。以下「訓令」という。）第11条の規定に基づき、下記のとおり定め、平成19年9月25日から実施することとしたので通知する。

#### 記

第1 基本計画の作成（第3条関係）  
基本計画の様式は、別記様式第1のとおりとする。

第2 実施計画の作成（第4条関係）  
実施計画の様式は、別記様式第2のとおりとする。

### 第3 計画の変更（第5条関係）

- 1 官房長等及び幕僚長は、基本計画の変更を要する事由が生じた場合には、速やかに地方協力局長に基本計画の変更を依頼するものとする。
- 2 方面総監等は、実施計画の変更を要する事由が生じた場合には、速やかに地方防衛局長に実施計画の変更を依頼するものとする。

### 第4 地方協力本部の行う業務（第6条関係）

地方防衛局長は、地方協力本部が実施する地方協力確保事務が円滑かつ効果的に行われるよう、地方協力本部長に対し、訓令第6条第2項の規定により通知した細目事項に係る実施方法等を示すものとする。



